

広島県告示第三百四号

平成十七年広島県告示第二百五十四号（広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく重要港湾に係る地区で知事が別に定めるものの指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

表備考中「広島県福山地域事務所建設局」を「広島県東部建設事務所」に改める。